

宮城蔵王霊園「語らいの丘」 霊園使用規定

(目的)

第1条 本規定は、宮城蔵王霊園「語らいの丘」(以下、「本霊園」という)の使用に関する基準を定め、その管理及び使用が適切に行われることを目的とする。

第2条 1. 使用者は使用申込みをした本霊園内の区画を申込者が定めた登録者全員が埋葬されてから第9条又は第10条の規定により申込みが解除されない限り、7年間継続して使用する権利を有する。(7年経過後、第7条に定める更新可能)

2. 使用期間終了後は区画に埋葬されているお骨は本霊園に所在する合葬墓又は樹木元に移し永代供養とし、墓標(墓石)は管理者が適切な処分を行うものとする。

3. 使用申込みをした区画は申込時に定められた人数のみの納骨とする。

4. 使用者は景観保全管理の為、本霊園指定以外の墓標・墓石を設置することはできない。

5. 使用者は、焼骨の埋葬その他霊園本来の使用目的以外で本霊園の使用をしてはならない。

(本霊園使用の申込みと承諾)

第3条 本霊園の使用を希望する場合は管理者の承諾を得て申込みをしなければならない。

(本霊園使用料)

第4条 前条により本霊園使用の承諾を得た者は、別に定める霊園區画使用料を所定の期間内に納入しなければならない。

(本霊園の管理)

第5条 本霊園の環境美化の為の清掃・ゴミ処理については管理者が行う。

(本霊園の管理料)

第6条 本霊園使用者は第5条の霊園使用料の他に霊園の維持管理上必要な経費として別に定める管理料を管理者に対し納付しなければならない。なお、物価の変動等により当該時点における管理料が不相当となった場合は管理料を改定することができる。

(使用期間の更新)

第7条 1. 霊園區画使用の期間が経過した後も継続して区画を使用したい場合は管理者に対して使用期間の更新の申込みをすることができる。

2. 前項の申込みがあった場合において、前条の規定する管理料の支払い義務が申込者に対して履行される。

(本霊園使用者の義務)

第8条 本霊園使用者は次の各号に定めるところに従って本霊園を使用する義務を負わなければならない。

- ① 区画にお骨を納骨する場合法令に基づく所轄官庁の発行する「埋葬許可証」または「改葬許可証」を管理者に提出しなければならない。
- ② 本霊園使用申込者がその住所を変更したときは遅延なく変更を管理者に届け出なければならない。

(本霊園區画使用者による申込み解除)

- 第9条
1. 霊園區画使用申込者は墓標の購入かつ納骨を行っていない場合において、申込成立後8日以内であれば書面をもって申込みの解除をすることができる。
 2. 申込成立後8日以降に申込みの解除をする場合、既に支払った全ての費用の返還請求をすることはできない。

(管理者による申込み解除)

- 第10条 下記の各項に違反した場合管理者は本霊園の使用申込みの承諾を取り消すことができる。
1. 霊園使用規定の各条項に違反した場合。
 2. 使用者が区画使用料を所定の期日までに支払わなかった場合。
 3. その他、本霊園又は使用者の迷惑となる行為を行った場合。

(不可抗力による事故の責任)

第11条 天変地変、戦争、テロ行為、暴動、法令の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他の不可抗力による損害が生じた場合は管理者はその責任を負わない。

(使用規定の改変)

第12条 規定に必要な事項に関し、関連法令の改正に伴い改変を行う場合があるとする。



宮城蔵王霊園 「語らいの丘」

〒989-0245 宮城県白石市城南2丁目202-3

【委託管理】株式会社 石の照真

〒989-1224 宮城県柴田郡大河原町金ヶ瀬土手下4-2

TEL 0224-87-6142